

## 第十九編 勞働移民問題

## 概説

我國の勞働移民問題が年々、社會問題としての色彩を濃厚ならしめて行くと云ふことは疑はれない事實である。そして我國の勞働移民問題は、歐洲諸國に於ける夫れの如く將來の移民に關する問題に止まらず、既に渡航して移民としての相當の成績を擧げ、相當の年月を経たる者に關する問題としても——加洲問題の如く——多大の重要性を帯びてゐると云ふことを我々は留意せねばならない。今年も加洲に於ける我國の移民問題は悲觀すべき問題が多々あつた。南米移民も決して隆盛と云ふことは出来なかつた。加之、八月、浦鹽駐屯軍の撤退するあつて、同地方に移住してゐる所謂西比利亞出稼人も引揚げねばなくなるなど全く我國の海外移民は八方塞がりの状態と云ふ外なかつた。政府當局も其處置に大分窮し、國民と共に今後の増加人口を何地の

方面に振向くべきかに心を勞してゐるやうであるが何等纏つた對策を見るに至らなかつた。又國民自身も政府にのみ俟つことの甲斐なきを知つてか、自發的行動に出で米國に移住した移民の或者は滿蒙方面に方向を轉換せんとし滿蒙視察團を組織して渡滿したものがあつた。又我國に於ける屈指の移民輸出縣たる廣島縣に於ける海外移民協會が同じく移民の振向地を滿蒙方面に求めんとして幹部を派して調査せしめた。此等の事件が些少なりとも將來の我國の移入問題に對する暗示を與へてはるぬであらうか。兎に角注意するに足ることであらう。

ために移入民制限の問題が新しい現象として起つて來たのである。勿論、移入民取締規則によつて少數の支那人勞働者を退去せしめた位に止まり、其れ以上に出づることはなかつたが、將來此問題は我國に於ても輕々視得ぬ問題となることであらう。最後に特筆せねばならぬことは朝鮮人勞働者の問題である。内地に渡來せる鮮人勞働者の問題は決して今年に入つて新に勃興したものではないが、今年は特に世間の耳目を聳動せしむるやうなことが勃發し、信濃川沿岸の水電工事に於ける鮮人勞働者虐使事件、熱海線鐵道工事中の日鮮勞働者衝突事件等數へ來れば枚擧に暇なき程、鮮人勞働者に關する問題が起つた。今後社會運動の進行するに伴れ、勞働問題の喧しくなるに従ひ鮮人勞働者問題も我國に於ける重要な社會問題となるであらう。

## 甲 海外移民問題

## 第一 海外移民状態

1 海外移民數累年表

年次	移民數		計	海外渡航者全計	海外渡航者中移民の占むる割合(%)
	男	女			
明治四十四年	四、〇三三	三、七五一	七、七七四	二九、九五〇	二五・六六
大正元年	一〇、六〇三	五、九二八	一六、五三〇	四三、二五四	三九・三二
同二年	一〇、六四七	五、九三四	一六、五八一	四四、〇八四	三七・六二

2 大正九年中海外移民渡航地別(一)

渡航地	男		女		計	支那
	男	女	男	女		
北米合衆國	三、〇〇六	二、七九六	五、八〇二	英領香港	三	七
米領布哇	一、四〇七	一、四九二	二、八九九	英領印度	三	三
英領加奈陀	九〇四	四〇九	一、三一一	英領西印度	三	三
伯刺西爾	五九一	三八一	九七二	英領南洋諸島	三	三
秘露	六八六	二四九	九三五	亞爾然丁	三	三
比律賓群島	三〇五	二二六	五三一	智爾	三	三
露領亞細亞	二〇四	一八五	三八九	佛領印度支那	三	三
英領海峽民	一七〇	一〇六	二六三	北亞米利加諸國	三	三
蘭領東印度	一〇一	七四	一七五	支那	三	三

4 海外在留本邦内地人々口累年表

年別	在留人口		對前年增加人口
	在留人口	對前年增加人口	
明治四五年	二二、六九九	一一、三九七	
大正二年	三三、二六三	三六、六〇三	
同三年	三五、八七一	二七、四四九	
同四年	三六、〇三三	三、三三三	
同五年	四三、一九九	三二、一六六	
同六年	四三、七七四	三七、五五五	
同七年	四三、七五五	四三、九八一	

勞働移民問題

大正	同	同	同	同	同	同	同
三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
一〇、二五五	七、三三二	九、三五四	一五、一六二	一四、八四三	一〇、一八五	七、七八八	五、九七四
五、六二一	五、二五〇	五、四〇五	八、二〇七	八、三三三	六、六〇八	五、九七四	一三、七二二
一五、八二六	一三、五八一	一四、七五九	三三、三六九	三三、一九五	一六、七九一	一三、七二二	五、六〇七
四三、五七〇	四三、六九一	四四、二二七	六〇、三七七	六三、〇八三	六〇、一八七	五五、六〇七	二四、六〇六
三六、三三	二八、八一	三三、三六	五八、七一	三七、六六	二七、九〇	二四、六〇六	

3 同 上 (二)

渡航地	男		女		計		
	男	女	男	女			
亞細亞	四七七	三五六	八三三	北亞米利加(含布哇)	五、三二七	四、七三六	一〇、〇六三
中米及南米	一、三三四	六九九	二、〇三三	亞細亞	五、三二七	四、七三六	一〇、〇六三
太平洋	五七〇	二二三	七九三	計	七、七八八	五、九七四	一三、七二二

備考 本表中大正三年以前の數は朝鮮人及臺灣籍民を合算したるものにして大正四年分には青島及南洋群島在留者數を含まず

〔前年との比較 明治四五年との比較〕

5 海外在留地別本邦内地人々口表

(大正十年六月末現在調外務省通商局調査)



在留地別	在留人口別		計	大正九年六月末現在調
	男	女		
英領加奈陀	三、六〇八	六、〇一九	一八、六三七	一七、六八八
北美合衆國(布哇を除く)	八〇、八九三	四三、四八〇	一三三、三七三	一三五、四四六
墨西哥	一、九〇七	三、六九	二、一七六	二、二八四
巴奈馬共和國	一七二	三三	一九四	一七〇
布哇	六四、七三三	四八、六六六	一一三、三九九	一〇八、一〇九
伯刺西爾國	一九、八四六	一五、七五八	三五、六〇四	三三、四六六
南亞米利加(ブラジルを除く)	二、一三二	三、〇八四	一四、二〇五	九、二三三
比律賓群島及「グアム」島	七、三七一	一、二四一	八、六一二	九、三三七

6 主要渡航地別主要職業別海外在留本邦内地人數

(大正十年六月末現在在外務省通商局調査に據る)

職業別	國別		本業者		家族		本業者		家族		本業者		家族	
	滿洲(關東洲を除く)	北米合衆國(布哇を除く)	布哇	加奈陀	南米、ブラジル	智利及秘露	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那	支那
農作	二〇九	一五二	一、二二二	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四	一、〇〇四
園藝	三六	四七	八四	八三	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
其他の農業	三二	三三	二、八九三	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七	二、八二七
農場労働者	二六	一〇	一八、二三〇	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九	一四、六九九
伐木労働者	三〇	三三	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八	一、一五八
漁業労働者			九四八	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六	九〇六
鑛業労働者	二、三七五	一、八七七												

南亞細亞(南洋群島を含む) 三、六〇六 五、四六二 一八、〇六八 一七、八三八

太平洋 四、三六三 二、四三三 四、六四五 五、五四八

支那(滿洲を除く) 三〇、四三三 二七、四三二 五七、八三三 五四、五四四

支那(青島を含む) 三〇、四三三 二七、四三二 五七、八三三 五四、五四四

滿洲(關東洲を含む) 三三、六七八 一〇三、二八九 二三五、九七七 二二二、四九四

西比利亞 三、二七三 二、九七二 六、二四四 六、二三八

歐羅巴洲 二、一三八 二、四三三 二、三八〇 一、三五二

阿弗利加洲 三三 二四 五七 四七

合計 三七四、一五三 二五七、一九二 六三一、三四三 六〇三、八三三

備考 本表に示す如く大正十年六月末現在海外各地在留本邦内地人は大正九年同期に比し二萬七千五百三十人を増加せり

工場労働者	一、二六三	五八七	二、〇七二	四〇三	一、二九四	七二二	二、〇九六	一、九三九	三、五〇〇
會社、銀行、商店事務員	四、〇四二	一、五九〇	二、二九一	七〇〇	二、九七五	三、一八八	二、六八九	一、二八七	四、〇四二
旅人宿、下宿等	一、六七	一、七五	九〇一	六四六	二、三二	三、二九九	九	一、一八	一、〇七
料理、飲食、席	四〇六	二八二	九五六	一、一三四	二、七	七	二	一、一	一、一
食、藝妓業	三二一	七〇四	二四	九〇三	三九	一、七	三	一、一	一、一
鐵道労働者	九六	一、四三二	三、七四〇	五六一	四六	四九一	二四〇	三	一、一
車馬業、自動車	七五	三三	七六一	八六	七六一	五九六	一	一	一、一
運轉手	四三	六六	一	一	一	一	一	一	一、一
家事被傭人、料理人	四〇〇	二〇六	四、三二一	八三五	二、三八四	一、六六〇	四三	二二	一、一
藝妓、娼妓、酌婦其他	二、四〇三	三三	一、八八二	二、〇七三	二、〇四八	二、〇七三	三	二	一、一
其他労働者	一三	六〇	三、三二九	二、二九六	一三	三	二	一	一、一
備考	二五	八二	七七〇	三、九六五	一	一	一	一	一、一

備考 各欄中右は男、左は女の數を示す

7 各府縣よりの海外移民故郷送金額 (大正十年中)

和歌山縣	送金人員	送金額	男	女	送金額
内譯	九七四	四、三八八、一〇五、三五〇	三、五五〇	八五一	三、六八八、一七九、九四〇
國別					
北米合衆國			四三七	一五二	三〇八、五七九、〇二〇
加奈陀			四	七	一〇、七三〇、〇〇〇
墨西哥			二六	四	七、六四二、〇〇〇
秘露			五二	二〇	一、一六八、〇〇〇
伯刺西爾					
智利					一〇〇、〇〇〇
布哇					一九五、八二一、一三〇
濠洲					一九九、六〇八、一六〇
比律					四六、五七六、一〇〇
印度					一四、一〇一、〇〇〇
新嘉坡					三二、六七四、〇〇〇
爪哇					一〇、五五二、〇〇〇
支那					二七、四一〇、〇〇〇
浦那					一一、四五〇、〇〇〇
英屬					二、〇一〇、〇〇〇
ポルトガル					二、三三五、〇〇〇
スウェーデン					五〇、〇〇〇
計					四、三八八、一〇五、三五〇

労働移民問題

地方別	戸數	送金人員	送金額
廣島縣			
送金人員		送金額	
内譯			
國別			
佛蘭西		一	二五〇・〇〇〇
馬來半島		四	二、〇八二・〇〇〇
佛領ニューカレドニア		一	二五〇・〇〇〇
露國		一	二五〇・〇〇〇
計			三、四一〇、二九〇、〇九〇・〇〇〇
熊本縣			
送金人員			
送金額			三、一〇一、〇〇〇・〇〇〇
岡山縣			
送金人員			
送金額			一七四、九二九・〇〇〇
加奈陀			
北米合衆國			
加奈陀	七、二八二	六、七九〇、三八二・〇〇〇	
比律賓群島	一三六	三、五八八・〇〇〇	
秘露	五	一六、〇九五・〇〇〇	
伯刺西爾	四	三、五〇一・〇〇〇	
智利	三	一三、二九一・〇〇〇	
濠洲	六	六〇〇・〇〇〇	
墨西哥	三	二、一七〇・〇〇〇	
露領亞細亞(浦潮を含む)	三	七、三四〇・〇〇〇	
支那	五	八五〇・〇〇〇	
英吉利	一	一五、〇二四・〇〇〇	
印度	二	二〇〇・〇〇〇	
イ 北米合衆國本土			六〇〇・〇〇〇

## 第二 北米合衆國及加奈陀

我國の海外住民の渡航地中、其の數に於

て最も多く、従つて移民に關する對外關係を最も多く有する地は、北米合衆國及び英領加奈陀である。移民とし云へば、直ちに北米の移民を想起する程、それ程此の地は我國の移民問題に就いて忘るべからざるものであると云はねばならぬ。

今先づ該地に於ける我が移民の状態を検し、大正十一年中に生じた重要な問題について叙述を試みようと思ふ。

### 一 北米合衆國及加奈陀移民の状態 (布哇を含む)

(大正十年六月末日現在 外務省通商局調査に據る)

#### 1 在留民の數

地方別	戸數	本邦内地人	朝鮮人	臺灣籍民	計	前年同期との比較
桑港	一三、二八二	一三、二八二	〇	〇	一三、二八二	▲一、九五九
ロスアンゼルス	六、六五一	六、六五一	〇	〇	六、六五一	▲一、九五九
ポートランド	一、二九七	一、二九七	〇	〇	一、二九七	▲一、九五九
シヤトル	二、六三五	二、六三五	〇	〇	二、六三五	▲一、九五九
男		一、九〇三	二五	〇	一、九二八	
女		一三、八一〇	一七	〇	一三、八二七	
計		一五、七一三	四二	〇	一五、七五五	
男		六、二九〇	八	〇	六、三〇〇	
女		一、九〇三	一	〇	一、九〇四	
計		八、一九三	九	〇	八、二〇二	
臺灣籍民		〇	〇	〇	〇	
計		一五、七一三	四二	〇	一五、七五五	
前年同期との比較		▲一、九五九	▲一、九五九	▲一、九五九	▲一、九五九	





イ 北米合衆國本土

職業別

男  
女  
計

男  
女  
計

合計

在留民全體  
千人中占む  
る割合

労働者  
農場労働者  
伐木労働者  
漁業労働者  
鑛業労働者  
工場労働者  
鐵道労働者  
車馬業、自動車運轉手  
運搬夫  
家事被傭人、料理人  
其他の労働者  
計

農園  
洗濯  
洗滌  
會社員、銀行員、商店員、事務員  
藝妓、娼妓、酌婦其他  
全在留民

口布哇

農場労働者	三、四九	一、〇三九	三、四八八	二、四九〇	三、九一五	六、四〇五	一九、八六三	一六二・〇
伐木労働者	三三九	三三	五七二	一五八	二三一	三八九	九六一	七八
漁業労働者	七九九	—	七九九	四六八	九五	五六三	一、三六二	一一・〇
鑛業労働者	一、〇三七	—	一、〇三七	七六	一七四	二五〇	一、二八七	一〇・四
工場労働者	二、〇七一	三〇九	二、三八〇	四〇三	七〇〇	一、一〇三	三、四八三	二八・二
鐵道労働者	三、七四〇	七	三、七四七	五六一	八六六	一、四三七	五、一七四	四二・九
車馬業、自動車運轉手	二七三	—	二七三	七五	一四一	二二六	四八八	四・〇
運搬夫	七〇	—	七〇	七二	二二八	二〇〇	二七〇	二・二
家事被傭人、料理人	四、三三	四六四	四、六八五	八三五	一、八八二	二、七二七	七、四〇三	六〇・〇
其他の労働者	三、三九	七七〇	四、〇八九	二、二九六	三、九六五	六、二六一	一〇、三五〇	八三・九
計	二八、四九七	二、六二二	三一、一〇九	七、四三四	二二、〇九七	一九、五三一	五〇、六四〇	四二〇・四
農園	二、六五九	六八八	三、三四七	九、六七八	二二、七〇九	二二、三八七	三四、七三四	二八一・五
洗濯	九二	七	九二八	七七六	一一、二一六	一一、八九二	二、八二〇	三三・九
洗滌	八二五	七三	八九八	三八五	七二〇	一一、〇五	一、九九三	一六・二
會社員、銀行員、商店員、事務員	二、二九一	一〇九	二、四〇〇	六三三	一一、二五一	一、七七四	四、二二四	三五・八
藝妓、娼妓、酌婦其他	—	一四一	一四一	二六	二二七	一五三	二九四	二・四
全在留民	五、八六一	四、四四〇	六〇、三〇一	二五、〇三一	三八、〇四〇	六三、〇七一	一三三、三七三	一〇〇〇・〇

職業別

男  
女  
計

男  
女  
計

合計

在留民全體  
千人中占む  
る割合

労働者  
農場労働者  
漁業労働者  
工場労働者  
鐵道労働者

農場労働者	一八、一三〇	六、三九九	二四、五二九	一四、六九九	一六、四六二	三一、一六六	五五、六八五	四九一・一
漁業労働者	九四八	—	九四八	九〇六	一、五五七	二、四六三	三、四二一	三〇・一
工場労働者	一、二九四	一三	一、三〇七	七二	一、四三七	二、一三八	三、四四五	三〇・三
鐵道労働者	四二六	—	四二六	四九一	五九六	一、〇八七	一、五〇三	一三・三

職業別	本業者		家族		合計	在留民全體 千人中占む る割合
	男	女	男	女		
車馬業、自働車運轉手	七六一	—	六六三	—	一、三七四	二、六九八
家事被傭人、料理人	二、三八四	二、〇四八	一、六六〇	二、〇七三	三、七三三	七、一六五
計	二、九三三	八、四六〇	一九、二三〇	二、三九四	四二、五二四	六、六〇二
農作	一、一三三	一〇三	一、〇〇四	一、五三三	二、五三七	三、三二二
農作、牧畜、園藝、養鶏、蜂以外の農業	二、五七六	五七七	二、六〇四	三、四三七	六、〇四一	八、一一一
會社員、銀行員、商店員、事務員	二、九七五	二八七	三、一八八	三、二九九	六、四八八	八、六〇〇
藝妓、娼妓、酌婦其他	—	一二三	三三	四	三七六	一、七
全在留民	三五、二三五	一〇、五九八	二九、六〇八	三八、〇六八	六七、六七六	一〇〇・〇

ハ 英領加奈陀

職業別	本業者		家族		合計	在留民全體 千人中占む る割合
	男	女	男	女		
農場労働者	四三二	三	四六	七三	一、一九	三〇・一
伐木労働者	三二六	—	五〇	二八	一七八	三六・五
漁業労働者	一、三五七	—	三九九	七三五	一、一〇四	一三三・一
鑛業労働者	三三〇	—	一四七	二二七	三六四	三、七八
工場労働者	二、〇九六	二	九三九	一、二八七	二、二二六	二、三六八
鐵道労働者	二四〇	—	二八	四九	三七	一、七一
車馬業、自働車運轉手	三三	—	一九	三三	五二	四・五
家事被傭人、料理人	四三三	六九	二二	一九	七〇	三、七八
其他の労働者	二四九	—	一〇〇	二五	二二五	二、五〇四
計	五、四四五	九三	一、八四二	二、六四五	四、四八六	五、三八・一
農作	六二〇	一六	五六七	八〇八	一、三七五	一、七〇四
漁撈、採藻	九三三	五	一五〇	四三六	五八六	八・三
會社員、銀行員、商店員、事務員	二八九	九	九四	一四三	二三七	二、八・七
全在留民	八、五九八	三九	八、八七	四、〇一〇	五、七九〇	一〇〇・〇

二 北米合衆國及加奈陀に於ける移民關係事件

大正十一年度に於ても、相當に移民關係ひ得る。先づ例年の例と大差なしと云つての事件が発生した。然しながら例年に比し宜しからう。けれどもそれで問題が解決して、著しき大きな問題も生じなかつたと云たとか、又は解決に近いとかとは到底云



ひ得ぬと思ふ。

先づ本年中に生じた主な事件を擧ぐれば、

北米合衆國に於ては、

加州日本人問題に關する日米條約交渉(二月)

外人入國制限法の延期(二月)

加州テラノに於ける邦人退去強要事件(三月)

米本土への移民禁止交換條件としての比律賓土地所有權獲得交渉の議(三月)

桑港四國條約問題大會の四國條約賛成決議(三月)

米労働卿代表の外國移民制限意見發表(三月)

加州日本人學童の教材に對する州政府の干渉(四月)

加州議會議員選舉と排日論(四月)

米國太平洋沿岸各州の排日立法差控へ(四月)

加州タローロツク事件公判(四、五月)

加州土地法に對する邦人試訴の勝訴(五月)

加州に於る外人土地所有禁止法罰則に關する邦人の保護請願却下(五月)

加州に於る邦人の農業會社株券買收禁止と訴訟(五月)

ホストン日本協會の政略的排日宣傳對抗運動(五月)

土地賣買業者全國大會に於る加州知事の排日演説(六月)

米國西部農業大會の日本農夫排斥決議(六月)

レアルトリス大會に於る加州知事の日本及農夫排斥演説(六月)

ガエツテヴヰルに於る米國一上院議員の排日演説(六月)

米國労働同盟會の東洋移民排斥を議會に要望する決議(六月)

ジョンソン氏のパーセンテージ移民法案米下院委員會附託(六月)

ワシントン州の日本労働者歡迎(七月)

ヘーカー氏のパーセンテージ移民制限法案米下院委員會附託(七月)

鐵道罷業と日本労働者の反罷業(七月)

労働卿の移民政策意見發表(八月)

日本人の土地租借に對する排日派の反對(九月)

加州共和黨大會の不同化分子國外追放策是認(九月)

米國出生の日本人兒童に對する米國太平洋岸日本領事會議の決議(九月)

加州労働青年會の日本人組合加入否決(十月)

在留邦人の出生地確認訴訟(十月)

米國在郷軍人團の邦人所有土地買收運動宣傳(十一月)

加奈陀にては、

晚香坡州農業聯合會の東洋人農夫排斥決議(二月)

加奈陀下院の東洋人移民禁止決議案(五月)

加奈陀新移民法案(六月)

加奈陀製紙工場並にパルプ工場の邦人労働者放逐計畫(八月)

太平洋沿岸漁業調査特別委員の東洋人漁業權四割減の提議(十一月)

プリチツシエ・コロンピヤ州立議會の亞細亞移民加奈陀入國禁止決議案可決(十一月)

があつた。其の中には可成り神経質な報道もあり得るであらうが、兎に角彼地に於ける邦人移民關係の事件が絶えず生じてゐると云ふことは疑ふべき餘地のない事柄であると思ふ。今、左に右の中、特に注意すべき事件を叙述しようと思ふ。

### 1 加州に於ける邦人退去強要事件

三月十五日白人の一隊が自働車に乗つてカリフォルニア州中部に當るフレズノ附近のテラノに於ける日本人の居宅を廻り、日本人は四月一日までに退去せよと通告して問題を惹起した。

此の地方に住む日本人は四十家族であつて、合計約七百エーカーの耕地を有してゐるので、多くは葡萄園である。此處に於て矢田桑港領事は加州検事局に適當なる處置を執るやう請求した。

## 2 加州日本人學童の教材に對する州政府の干渉

四月十三日サンフランシスコ發大阪毎日新聞社特電の報ずる處によると、米國カリフォルニア州日本人小學校にては、日本語を教ゆるため文部省の教科書を用ひつゝありしに、州學務局長より右使用につき注意があり、楠正成、兒島高德等の傳記及び之れに類するものは、其上に紙を貼つて使用を禁止し、他の差支なき部分丈を教授することを許した。ために在留邦人は専門家に囑して別に教科書を編纂することになつた。

## 3 加州議會議員選舉の切迫と

### 排日論の擡頭

四月十五日桑港發東京日々新聞社着特電によると、米國カリフォルニア州議會議員選舉が近づくに伴れ、排日論が漸く喧しくなつて來たが、實業家達は東洋貿易上其れが如何なる影響を與

ふるかを知悉してゐるので、日本と親しむ事の利益なるを認めてゐる爲め、大したことはなからう。然し紐育エキザシナー紙は加州に於ける排日派の巨頭、同州知事スチーヴンスやフイーラン氏の議論を盛に掲載して居る、と云ふことである。

又四月中各新聞社に到達した海外電報を綜合して推察すると、加州選出の米國上院議員ハイラム・ゲョンソン氏は十一月の改選に再選覺束ないやうである。同氏は、人も知る通り、執拗なる排日論者で、米國議會に於て常に排日氣勢を煽り、日本に對して非協調的な態度をとらしめんと努めてゐた人で、若し同氏にして加州に於て失脚するとなれば、米國の政治家として日米間に怨恨を醸す中心人物と看做されてゐる人間がなくなる譯である。

尙ほポストンの日本協會は、此政治季節に於て、一部爲にせんとする政治家が選舉政策として排日宣傳を行はんことを恐れ、之れが對抗運動として日米親善平和確立の新運動を起し、廣く本邦民に檄して其協力を求めて來た。檄文の要旨は大體次の如くである。

ポストン日本協會は日米兩國民の諒解を助け日米兩國民の關係を緊密ならしむる目的を以て設立されたものであるが、吾々の目的を達

成する上に於て非常の障礙となつてゐるものは煽動的黄色新聞の宣傳である。我々は是非斯くの如き宣傳に勝たねばならない。日本に於ても平和運動や日米親善のための種々の運動が行はれてゐると思ふが、具體的に如何なるものが行はれてゐるかは残念にも米國には餘り傳へられてゐない。日本の各宗教團體、政黨、婦人の各團體、勞働組合其他の各方面に於て、幾百萬人を代表せられる各團體から平和熱望の宣言を寄せられて、之れを當方の大會に於て發表し、米國の各新聞に報道せらるならば、國民外交の實現となり、陰謀を事とする政治家や煽動的黄色新聞の誣言を打破して、日米兩國民の結合を強固ならしむることが出来ると思ふ(云々)。

## 4 太平洋沿岸諸州と排日立法

四月廿三日サンフランシスコ、エキザシナーに掲載せられたユニバーサル・サービス社特派員の廿二日付ワシントン發電の要旨は左の通りである。

大統領及び國務卿方面よりの強要に従ひ、行政部は軍縮會議に關係せる諸條約の批准完了後十分の期間經過するまで、右干與國(日本を指す)に對し、非友誼的惡感を惹起せしむるが如き立法的手段は一切中止ありたき旨、特に利害關係ある太平洋沿岸各州選出上下兩院議員に勸告したる處、之れら各州代表者は屢々會合を重ねた結果、遂に日本人問題は今



日全米國に關する大問題にして、早晚支那人同様絶對的排斥立法を聲明しなければならぬ必要を認むるも、前掲行政部の申出を諒とし、當分排斥法に關する運動を一切控ふることに同意した。

### 5 邦人の市民權行使訴訟

桑港四月廿六日發東京日々新聞社特電によると、布哇に於て米國軍隊に入隊して市民權を得た邦人佐藤市藏氏が、選舉權を拒絶せられたる爲め、加州大審院に對し訴訟を提起した。理由は戰時中議會で市民權を與へることになつてゐる上、他の諸州に於ても之れを認めてゐるにも拘らず、加州だけが斯様な拒絶をするのは不當であると云ふのである。

### 6 加州ターロツク事判判決―

#### 邦人追放者無罪

昨夏七月加州ターロツクに於て本邦人約五十名を脅迫放逐し世間の耳目を衝動した事件の大要は前年度年鑑に報じた通りであるが、其後曲折を経て、本年五月五日陪審裁判の結果證據不十分の故を以て被告六名は無罪となつた。東京日々新聞に着した電報によると、判檢事とも慎重に取調べ、また米國中央政府官憲も努力したが、追放當

夜は多數の暴動者があつたため、確實に之れを指名することが不可能で、日本人側の證人はたゞ其一名を指摘したのみであつたこのことである。

### 7 加州土地法に對する試訴の

#### 勝利

一 昨年十二月より實施せられた米國カリフォルニア州新土地法、及び之れに對する同地在留邦人矢野速男氏の試訴に就ては、前年度年鑑に報じた如くであるが、其後矢野氏の試訴に對し五月一日加州最高等院の判決があつた。其れに關し外務省の發表したる顛末により、該判決文の要旨を見れば、

サター郡上級裁判所の矢野速男後見職認許申請に對する否認判決は之れを破棄す

本件上告に際し原告より提起したる後見職就任否認に關する一九二〇年新土地法の規定を以て(一)日米通商條約、(二)合衆國憲法修正第十四條、及び(三)加州憲法第一條第廿一項に違反すとなす點に對する本大審院の解釋左の如し

- 一 後見人タルコトハ身分ニ屬スルモノニシテ日米通商條約ニ保障スル權利特權中ニ包含スベキモノニ非ザルヲ以テ之レが許否ニ關スル問題ハ國內法上ノ問題ナ

- 二 米國市民タル未成年者ノ父母ハ無能力者ニ非ザル限り其子ノ後見人タルコトヲ得ルコトヲ以テ特殊ノ人民ニ對シテノミ之ヲ否認スル前記新土地法ノ規定ハ勝手ニ差別的待遇ヲ設ケタルモノニシテ合衆國憲法修正第十四條法律上平時保護ノ規定ニ違反ス

- 三 米國市民ハ人種ノ如何ニヨリ其特權ヲ否認サルベキモノニアラサルヲ以テ日系米人ニ對シテノミ其父母ヲ後見人トシテ有スル特權ヲ否認スル前記新土地法ノ規定ハ合衆國憲法修正第十四條及加州憲法第一條第廿一項ニ牴觸ス云々

即ち此判決の結果、米國市民權を有する日本人の子供に土地を買い與へ其親が後見人となることが出来るやうになつたのである。

### 8 布哇の日本婦人入島制限新策

五月十日ホノル、發國際電報によると、移民監察官ハルセイ氏は今後寫眞結婚の日本婦人に對しては悉く讀書試験の善であると聲明してゐる。右は米國勞働省の決定を遂行するものであつて、同省の決定によると、結婚すべき本人が米國內に居住し其對手方が外國に居て結婚を行ふ處の所謂代理結婚は米國移民法の目的に適合



すと認め得ないと云ふのである。尙ほ政廳は之れによつて日本人花嫁の入國を六割減じて從來の五分の二にせんとするのであるが、此讀書試験なるものは從來一般入國者に課せられて居たもので、入國者各自の本國々語による極めて簡単な試験に過ぎない。たゞ從來は妻及び小兒には不要であつたのを今後は妻に對しても之を課すると云ふに止まり、其程度も日本の小學校二三學年の讀書力あるものは十分通過し得るから、之れによつて五六割を減じ得ると期待することは出来ないであらう。終りに寫眞結婚は千九百廿年來米本國に於ては行はれず、たゞ布哇に於てのみ認められてゐた制度である。

### 9 加州に於ける農業會社株と

#### 邦人

五月廿二日桑港發、時事新報社着特電によると、カリフォルニア州外人在法には日本人は同州の農業地所有會社の株を獲得若しくは所持することが出来ない規定になつてゐるが、本日本規定に就て日本人側辯護士エリオット氏から同地の米國州裁判所に試訴が提起されたエ氏は現在の日米條約の下では日本人は商業に必要なことは全て出来る権利がある」と主張し、前代表の檢事總長は「上記會社の株が歸化權のな

い外國人に獲得せらるゝのを禁止するのは重要である。何となれば若し此項がないならば、是等外國人中、日本人は上記會社の名義にて農業地を左右し且つ所有し、以て外人土地法を無効ならしむるからである」と主張してゐる。

### 10 米國西部農業大會の邦人排斥決議

五月卅一日サクラメント發國際電報によると西部十一州の代表者よりなる農業大會は左の如き決議案を可決した。

日本人は米國人に比し低級なる生活標準の下に米國人の競争者よりも廉價に其生産品を賣却し西部諸州に於ける農業に着々勢力を扶殖してゐるものである。

尙同大會は聯邦議會をして右の状態を緩和すべき法律を制定する目的を以て聯邦官憲に請願をする決議をした。

### 11 米國の鐵道罷業と日本労働者の態度

今夏の鐵道大罷業に際し、日本人労働者中、罷業破りに加擔して鐵道工場に於て従業しつゝあるものあつたが、南カリフォルニア州パースト労働本部は「南太平洋鐵道は日本人機械職工を罷業破りとして雇傭しつゝあり、若し之を繼續す

れば組合労働者と日本人罷業破りとの間に騷擾起らむ」と七月八日、州知事に打電して適當の處置を執るやう要談する處あつた。他方、アリナ州ウインスロー南太平洋鐵道工場に於ける四十二名の日本人労働者は米人労働者と行動を共にし盟休をしたるため、會社側に於ては日本人は組合員に非ざる故罷業破りとして就業するやう勸告し、組合側との間に争鬭を起した。

### 12 米國出生の日本人兒童に對する桑港駐在日本總領事の聲明

九月廿一日桑港發の國際電報によると矢田桑港總領事は左の如き聲明をした。

米國太平洋岸日本領事會議は米國生れの日本兒童に對し日本に對する忠誠を絶ち全然米國市民となることを許すやう本國政府に申請することに決した。

### 13 米國の新移民法案

今秋開かるゝ米國々會に提出せらるゝ米國移民制限法案は現行法に比較すると多大の變更が加へられたものであつて其の要點は次の如くである。

一 移民許可の比例を二割乃至一割五分に引下ぐる。



二 母國政府に對し獨立に行動し得る政府若は議會を有する國よりの移民に對しては年々各國六百人宛を限度とし出來得る限り之が例外を少くすること

三 米國市民並米國に居住を有する外國人の家族(夫妻及子)を一單位として計算すること

四 精神上劣等なる移民の入國を防ぐ爲係官をして教育試験を嚴重に勵行せしむると共に病毒傳播の虞ある外國人入國防止を完全に爲簡單にして有効なる血液試験を施行せしむること

五 一の移民許可の比例は米國內に永住せんとする脱船外國海員にも之を適用すること

六 學生俳優等の例外的階級は一時的滞在者に限り之を許可すること

七 大西洋沿岸に於て將來同化すべからざる外國人種の多數流入に因り問題を惹起する事を防止する爲移民は總て米國市民たり得るものに限る事

上院移民委員會議長ジョンソン氏は右第七項に關し左の如く説明した。

米國政府の黄色赤色兩人種移民防止政策は東洋人の身體上の不同化の爲彼等を白人と同一の政治團體中に混入する事の不可能なる事を知悉せる學者及思想家に依り大に賞讃せられつゝ、あり吾人は地域制度に依り印度人を排斥し禁止法により支那人を排斥したるも日本人の入國防止に失敗したる結果太平洋沿岸に於て外國政府の保護の下にありて米國政府の制

御する能はざる外國人の甚しき發展を見るに至る吾人が茲に日、支、印各人種に一樣に適用すべき移民制限法を制定し以て正當入國の權ある例外者及商業並觀光の爲入國すべく一時的滞在者の外盡く之を防止せんとするは最も時宜に適せる措置であると思ふ本法案は所謂紳士協約の要點に觸るゝ事となるであらう然れども是れ國際問題にあらすして各州が其の國內に於て有する特權の發動に外ならぬと言はなければならぬ。

### 14 加州労働青年會の日本人加入否決

十月七日桑港發東京朝日新聞社着電によると、加州、ロングビーチに開催の加州労働青年會に於て日本人労働者を白色人労働者と同等の條件で組合に加入せしむることの可否が論議せられたが、遂に否決せられた。

### 15 在米日本人歸化權訴訟の判決

十一月十三日米國最高裁判所は、「日本人は米國に歸化する資格なし」と云ふ判決を下した。蓋し布哇の小澤武雄氏、ワシントン州の山下卓治氏が提起してゐた二つの歸化權訴訟に對するものである。小澤氏は舊歸化法によつて一九〇二年第一歸化證を得たのであるが、一九〇六年の新歸化法によ

つて第二歸化證を要するに至りたるため一九一四年布哇裁判所に對し之れが要求をしたが、拒絶せられて加州の第九控訴院に上訴し、該院は判決を下すこと能はずとして最高裁判所に持出されたものであり、山下氏は既にワシントン州に於て歸化を許可せられたのであるが州行政官はこれに附帶して氏が土地を使用する團體に加入することを拒みたるため山下氏が最高裁判所に持出したものである。

尙ほこれに對する米國最高裁判所の判決理由書を外務省の發表したものに就て見ると大要次の如くである。

#### 小澤歸化訴訟事件

桑港巡迴控訴院より決定を定められたる法律上の疑問は要するに

第一 一九〇六年の新歸化法は改正法典第二一六五條を改廢せるものなりや否

第二 若し改廢せざるものとせば原告は同條規定の下に歸化能力を有するや

の二點に歸着する處本院の之に對する決定理由左の如し

第一 一九〇六年の新歸化法は單に歸化に關する手續上の事項を規定せるものにして同法



制定當時に於ける移民委員會の報告に依るも將た又議會通過の際に於ける諸般の情勢より之を察するも同法が改正法典第二一六九條を變改するの主旨に出でたるものに非ざる事明瞭なり原告は同法が人種の如何に係らず一切の外國人に歸化權を附與したるものにして改正法典第二一六九條の制限を受くべきものに非ずと主張するも之れ妥當の見解と言ふを得ず蓋し改正法典第二一六九條の規定は建國の遠き昔より立法司法及行政上約一世紀に亘りて合衆國政治組織中に鍛へ込まれたるものにして該規定の改廢が歸化法制定當時何等委員會審査の議に上らずその變更の得失に就き一言を發するものなかりしを以て之を見るも斯の如き歴史的根據ある規定が單に手續上の事項を定めたる歸化法制定に依りその効力を喪失せりと認むる能はざるなり

第二 翻つて改正法典第二一六九條の「自由なる白人及阿弗利加土人並にその子孫」の眞意義を探究するに自由なる語は同條制定當時奴隸と區別せんが爲め使用せられたるものにして今日に於ては實益なき文字に過ぎず白人の意義に就ては人種學上並に法律上諸説ありと雖も本條の解釋上白人なる文字は人種の區別を明かにする爲め使用したるものと解するを妥當とする而して從來の判決例に依るも將た又立法乃至行政上の取扱に依るも白人とは「カウカサス」人種を指すものたる事明白にして此觀念を覆へす可き何等の理由を發見する能はず尤も歸化し得る者と歸化し得ざるもの

とを區別せんとするに當り白人とは「カウカサス」人種を指すものなりとの説明のみを以て截然たる一線を劃する能はず如何なる人種が「カウカサス」人種に屬するやの問題及各個の場合に於て歸化出願人が如何なる人種に屬するやに就いては多少の論議の餘地を貽す事勿論にして疑義を容るゝ餘地あるものに就いては各個の場合に於いて歸化能力の有無を判定せざる可からず本件の場合に於ては原告は日本人にして「カウカサス」人種に關せざる事明瞭なるを以て歸化能力を否認せらるゝは當然なりとす日本人の文化の發達に關する原告辯護士の賞讃的辯論に對しては何等不同意を唱ふる理由を認めざるも本院の任務は立法の主旨を明かにするに在りて本判決は何等個人の資格乃至人種優劣の意を包含するものに非ず

#### 山下、河野歸化訴訟事件

本件は小澤事件論點の一たる（日本出生の日本人は改正法典第二一六九條の下に歸化能力を有するや）を明かにせんとするにある處小澤事件に對する判決理由に依りし本件原告は歸化能力を有せずと斷定せざるべからず隨つて當局原告に歸化證を附與せる裁判所は權限外の事項を決定せるものにして此の決定は無効なりとす依つて華盛頓州高等法院の歸化無効判決を茲に確認するものなり

これに關して注意しなければならぬことは、前上院議員ジュームス・デー・フィーラン

氏が此の日本人歸化權否認判決に就て「該判決は歐洲大戰の際陸軍法案に従つて米國陸軍に服務して歸化を許された日本人九百名乃至一千名の市民權を剝奪することゝならう」と云ふ意見を述べたことである。

#### 1 カナダに於ける東洋人農夫排斥

大阪毎日新聞社着電、一月廿八日バンクーバー發の特電によると、バンクーバーに於て開かれたるビー・シー州農業聯合會は其第二年次大會に、同州に於ける東洋人農夫を排斥すべく、滿場一致にて左の決議をした。

- 一 同州に於ける東洋人の手になつた農産物は其生産地を消費者に知らせるため特に記號を付けること
- 二 東洋人の土地所有及び借地を禁止すること

又五月西部地方選出の代議士マックオーリ氏はカナダ議會下院に於て東洋人移民禁止に關し左の決議案を提出した。

東洋人移民及び其急激なる増加は太平洋沿岸に於て殊に生活上非常な脅威となり、やがて此脅威はカナダ全般に及ぶであらう政府は直



ちに將來此種移民の参加を拒絶すべし。之れに就て八時間に互る議論が争はれたが、首相マケンジー・キニング氏は反對意見を述べ「效力ある解決は日、加兩政府の一致協力に依つてのみ得られる」と論じた。

工場に於ける東洋人労働者の放逐は州検事總長マンソン氏並に州労働大臣の手で行はれやうとしてゐる。既にパウエル・リヅアアの製紙工場に於ては東洋人労働者全部を解雇した。尙同州に於て製紙工業に従事する東洋人は千名近くあつて日本人が大部分を占めてゐることである。

を示すものは、前節に叙べた北米に對する中米及び南米である。北米に於て門戸を閉鎖された我が労働移民は、今や其の活路を此の方面に發見しつゝあるのであつて、従つて北米に於けるとは全然異つた相貌を現はしつゝあるに接するであらう。

## 2 加奈陀製紙工場の日本人労働者放逐策

バンクバー、八月七日發大阪毎日新聞着の特電によると、ビ・シー州の製紙工場並にパルプ

## 第三 中米及南米

### 1 在留民の數

(大正十年六月末日現在在外)  
(務省通商局調査に據る)

### イ 墨西哥及中米

地方別	戸數	本邦内地人		朝鮮人		臺灣籍民	計	前年同 期との 比較
		男	女	男	女			
墨西哥	六	二〇〇	二七	七	一	一	二三五	
中米	三八	一、三三	二〇	五	一	一	一、五三	
同國中部	三	七	〇	一	一	一	九七	一七
同國南部	一七	二七	九	三	五	一	五五	
計	四	二一	三	一	六	一	一九四	二四
南米	七	二、〇六	二九	七	六	一	二、六三	三三
計	一四	二、二七	五八	一四	一三	二	二、四三	

人 口

國別	戸數	本邦内地人		朝鮮人	臺灣籍民		合計
		男	女		男	女	
伯刺西爾	八、一九〇	一九、八四六	一五、七五八	—	—	—	三五、六〇四
亞爾然丁	?	一、七七四	三九三	—	—	—	二、一六七
智利	一四〇	四〇七	四	—	—	—	四一一
秘露	?	八、三五七	二、六〇七	—	—	—	一〇、八六四
計	?	三〇、二八四	二八、八〇三	—	—	—	四九、〇八八

2 在留民の職業  
 (大正十年六月末日現在外務省通商局調査に據る)

イ 墨西哥及中米

職業別	本業者		家族		合計	在留民全體 千人中占む 割合
	男	女	男	女		
農場労働者	五三三	—	四	—	五三三	二四・一
漁業労働者	七	—	三	—	一〇	一・〇
鑛業労働者	六〇	—	六	—	六六	三・〇
工場労働者	五	—	三	—	八	二・二
車馬業、自働車運轉手	七	—	三	—	一〇	二・七
家事被傭人、料理人	五	—	五	—	一〇	二・四
其他の労働者	五	—	五	—	一〇	二・四
計	八三六	—	三五	—	八七一	三三・八
農作	八三六	—	三五	—	八七一	三三・八
農會社員、銀行員、商店員、事務員	一四七	—	三	—	一五〇	九・二
全在留民	一、九三二	四	二八	三	二、〇三九	一〇〇・〇

口南米  
 (但し伯刺西爾・西爾然丁・智利・秘露の四國)

勞働移民問題

職業別	本業者		家族		合計	在留民全體 千人中占む る割合
	男	女	男	女		
農場労働者	五、五五五	二、〇九〇	一、五七九	二、八八八	四、三六七	三三、〇四三
伐木労働者	九	—	—	—	—	〇・二
漁業労働者	七	—	—	—	—	〇・一
工場労働者	一、〇八三	五	一、一五二	二、七九	四、三三	三三、〇
鐵道労働者	三三	—	—	—	—	六・八
車馬業、自動車運轉手	一八八	—	一、〇三	—	一、二一〇	六・七
運搬夫	七	—	—	—	—	〇・一
家事被傭人、料理人	八三	二六	二五	五三	七七	二・四
其他の労働者	三六〇	—	二〇	五五	三七五	九・三
計	八、三三三	二、四〇九	一、八二七	三、三〇九	五、一三六	三三・一
農作	七、三九六	三、八〇〇	三、五九三	四、八七五	八、四六八	一九、五六四
園藝、牧畜、養鶏、以外の農業	一、〇九一	—	—	—	—	三・八・六
會社員、銀行員、商店員、事務員	四〇〇	—	—	—	—	七・八・三
藝妓、娼妓、酌婦其他	—	—	—	—	—	一〇・三
全在留民	三、四三三	六、三六六	七、七三三	三、四六六	一〇、一九九	一〇〇・〇

### 3 伯刺西爾移民の狀況

「日本にして若し其過剩人口の捌口を伯國に求むるならば米國乃至濠洲に於て見るが如き移民爭議の問題は其跡を絶つてあらう。伯國は日本の過剩人口問題を解決する」と云つたシデンハム卿の如き親日論者も相當存在するが、これを以て伯國全體の聲と考ふるならば、之れ程大なる誤解はないであらう。伯國の政府伯國民は決して日本移

民を歓迎すると云ふことは云ひ得ないのである。伯國全體よりすれば同國は從來世界の殆んど凡ゆる地方よりの移民を歓迎したが、日本人に對しては常に好感を有せず、十五年前までは亞細亞人として日本人の入國を聯邦法律によつて禁止してゐたのである。然るに國內二三州殊にサンボウロ州やミナスゲラエス州の熱心なる希望によつて同法は廢止せられ、茲に始めて日本移民が諸州に入國を見たのであつて、勿論サンボウロ州が其大多數を占め、また同國に入國した移民は千九百八年六月(明治四十一年)皇國殖民會社とサンボウロ州政府との間の契約に據る契約移民八百名を以て最初のものである。從來今日に至るまで移民を送ること合計二萬八千五百五十五人にして、此の外南米其他の諸國の在留本邦人の移入したるものを合すれば伯國在留本邦



人總數は三萬五千六百〇四人、内男一萬九千八百四十六人、女一萬五千七百五十八人（大正十年六月末現在）に及んでゐる。

此の中珈琲園に勞働する者は約七千人にして、之れを家族別に分類すると

珈琲園勞働	約	二、五〇〇
半獨立農	同	三、三〇〇
獨立農	同	二、二〇〇
合計	同	八、〇〇〇

を示し、右の半獨立農を耕作別に分類すれば、

作物	家族數	耕作面積
新珈琲	九〇〇	
米作	一、五〇〇	
綿作	七〇〇	二二、〇〇〇町歩
馬鈴薯	二〇〇	

である。更に獨立農に就き土地所有者數及其所有面積を鐵道線別に表示すると、

パウリスダ線	家族數	面積
アララケアラ線	六〇	五〇〇町
ドラテニセ線	一二六	二、〇二四
ノロエステ線	五〇	四五〇
ソロカバナ線	八五三	二七、九五五
サエキア線	四〇〇	一〇、〇〇〇
聖パウロ附近	一〇〇	七、五〇〇
	一〇〇	九〇〇

勞働移民問題

イグアツベ植民地 五〇〇一四、九五七  
合計 二、一八九六六、二八六

即ち土地所有者は二千八百八十九家族にして、其所有面積は六萬六千二百八十六町にして、一家族の所有面積平均約三十町歩である。右の外海外興業株式會社はイグアツベ植民地に八千五百町歩、アニニューマス農場に千二百町歩、合計九千七百町歩を所有するが故に、之を加算すると現在サンパウロ洲に於ける日本人の土地所有面積は約七萬六千町歩である。

其收穫を調査すると、千九百二十年に於ける日本人の米產高は約八十五萬俵、生産地價格に於て一萬二千コントスに達し、棉花は千九百廿年度に於て植付反別一萬五千町歩、生産高、實棉九十九アローバと豫想せられ、珈琲栽培は邦人の農業中米作に次いで重要なものであるが邦人の事業としては日猶ほ淺く、多くは新樹にして未だ十分の收穫を得てゐない。

大體右の如きが同國に於ける本邦移民の現状である。即ちブラジル移民の大半はサンパウロ州に於て活動してゐるのであつ

て、同州は從來、比較的日本人を歓迎し、同州農園の勞働に従事すべき本邦の移民には旅費を給し是等の移民を取扱ふ移民會社に對しては獎勵金を交付してゐたのである（前年鑑勞働移民問題参照）。然るに是等本邦移民に對し十三、四年の經驗を有するに至つた今日及び、サンパウロ州政府は本年初頭に於て現行協約の擴張や新協約の締結を拒否するに至つたばかりでなく、從來日本の各關係者並に移民會社に對して給付しつゝあつた補助金及獎勵金を今後交附せざる旨通告するに至つたのである。其理由とする處は「日本人は本州農園に於ける満足すべき勞働者に非ざるが故に如上、方針を一變せり」と云ふのであるが、其眞意奈邊にあるやは兎に角此處に於ても亦我國移民は暗礁に出會するに至つたのである。

伯刺西爾移民の事情に關して二月二十八日の大阪朝日新聞所載記事の一節を抄録すれば、

「海外興業會社が森岡移民と合併して以來昨年迄南米に送つた移民數はブラジル三萬人、秘魯一萬人、アルゼンチン千五百人、合計四



萬千五百人に達し州政府より一九二一年度は移民一人に對し十五磅の補助金を下附されたが從來ブラシル地方は米、珈琲、砂糖の耕地農業労働が重なるものであるが日本人の労働者は一般に時間的訓練に乏しいので伊太利、獨逸等の移民と共同労働に耐へぬ結果本年度は、

全部伊太利人を 使用する事となり伊太利以外の日本獨逸其他の移民は全部使用しない事になつて已に在伊太利駐在ブラシル領事との間に約二萬人の移民を送る事に誓約成立したと云ふ其結果南米に於ける日本移民は失敗に終つたが州政府は特に日本人に對しては移民入國を廢し植民入國を獎勵する事となり耕主に使備されず一定の土地を開墾して自營の方針をなさしむる事を得策とし其必要上從來の十五磅補助金を廢し植民一人に對し日本より南米迄の運賃全部を州政府が負擔し海外貿易が日下所有するブラシルの土地六萬町歩の内一萬八千町歩の開墾地を除いた未開墾地を一人當り約二十町歩の割合で貸與し適當なる労働をなさしむる事とし興業會社は二十三日午後一時重役會議の結果植民の上陸後運賃補助の下附を受くる迄一時立替ふる事に決定した

又同紙に掲げた三浦氏の報道（五月九日—十七日）に依れば、

「明治四十一年始めて日本移民を巴西に誘致したものは珈琲園、爾來日本移民を巴西に入れ

てるものも珈琲園、此以外殆ど移民の巴西渡航の目標が無い様である。移民會社の勧誘も政府筋の奨励も只管珈琲園労働が主であつて其他は景物の觀があつた。此と云ふのも自力では移民が送れず僅にサンパウロ政府から出る補助金で渡巴が出来て居た。日本移民の巴西に來たのは全く巴西政府の庇護に依ると云つても過言ではない。其證據には明治四十四年並に大正四年五年、サンパウロ政府が日本移民を珈琲園に不適當なりとして補助金支出を拒んだ時には一人の日本移民を送り得なんだ。即ち事實上巴西國が良好な國、勞銀を得るに容易な所、生活が比較的安樂な場所といふ理解から自發的に起つたものでなく、旅費の半分は先方から出る移民を商品と見立て、之を多く納入販賣すればそれだけ手数料が潤澤に揚るといふ移民會社の立場から出發したものである。

昨年末以來我移民がボツ／＼來始めた矢先本年一月十一日サンパウロ政府は突然日本移民の

補助金廢止を聲明した。曰く日本移民は珈琲園労働者としては落付きがなく、一箇年、

も經過すると獨立して移轉する、到底珈琲園主の満足を買ふことは出来ぬ。元來移民補助金は珈琲の特別税にて支辨せるもので事實上珈琲園主の負擔に係り、之と利害の相反するものには支給する能はず。日本移民に關するサンパウロ州政府の言ふ所は直截明瞭である現在の珈琲園に於て日本人は決して長居はせ

ぬ。契約農年が終り多少の貯蓄があれば必ず退耕する、然らざる者は舊移民の手引に依つて有利の耕地に轉ずる。

從來日本に於ける巴西宣傳は頗る微弱なものであつた。社會も亦南米移民問題に對しては多く注意を拂はなんだ。其間に於て纔に移民會社が主として珈琲園の宣傳を行つたものである。然るに珈琲園移民として補助金が出なくなり向後は自由移民が否らざれば巴西政府所定の殖民として渡航するの外なくなつて見ると、巴西宣傳に於ても從來の珈琲園萬能は中止し、本然に還つて實際的の移民獎勵策が講ぜられねばならぬ次第である。」

## 二 中米及南米に於る移民關係

### 事件

同地方に於ける大正十一年中の移民關係事件として、特に注意すべき事柄は、

伯刺西爾政府の日本移民渡航費補助中止の事件

である。其の外に少しく問題となつたことは、

在米日本實業團の在米日本農業移民移住を目的とする墨西哥西岸に於る移民部落建設

計畫(六月)

在墨日本人一銀鑛主の捕縛(六月)



の二つである。今左に渡航費補助中止に關する事件を叙述しよう。

### 伯刺西爾政府の日本移民渡航費補助中止

#### 航費補助中止

昨一九二二年度にあつては南米ブラジル國政府が本邦移民に對し一人當り十五磅の補助金を下附してゐたことは前年度年鑑に詳報した通りであるが、本年即ち一九二二年度に至つて其補助金下附廢止の問題が起つた。と云ふ譯は從來ブラジル地方に於ては米、珈琲、砂糖等の耕地農業労働が重なるものであるが日本人の労働者は一般に時間的訓練に乏しいので、伊太利や獨逸の移民と共同労働に耐へ得ぬ結果本年度は全部伊太利人を使用して日本獨逸其他の伊太利

以外の移民は全部使用しないことになり既に在伊太利駐在ブラジル國領事と伊國政府との間に約二萬人の移民を送ることに契約成立した。其結果我國の南米移民に大支障を來たすこととなつたが、同國州政府は特に日本人に對しては移民入國を廢止する代りに植民入國を奨励することとなり耕主に使用されず一定土地を開墾して自營の方針をなさしむることを得策とし其必要上從來の十五磅の補助金を廢し植民一人に對し日本より南米までの運賃全部を州政府が負擔して海外興業株式會社の所有するブラジルの土地六萬町歩の内一萬八千町歩の開墾地を除いた未開墾地を一人當り約廿町歩の割合で貸與し適當なる労働をなさしむること

になつた。海外興業會社は三月廿三日重役會議を開き植民の上陸後運賃補助の下附を受くるまで一時立替ふることに決定した。但しヘルに於ける移民は棉花と米との下落のため歐洲方面への輸出全く杜絶し耕主は労働者に支拂ふ勞賃にも差闕ふる有様な故ブラジル移民は案外の成績を擧げるだらうと豫測せられる。

## 第四 濠洲及附近諸島

### 一 濠洲及附近諸島移民の狀態

#### 1 在留民の數

(大正十年六月末日現在外務省通商局調査に據る)

地方別	人		前年同期との比較	口	
	男	女		計	南洋委任統治管内
本邦内地人	一、六三三	八四	▲	一、七一七	▲
計	一、六三三	八四	▲	一、七一七	▲
ブラジル	九八〇		▲	一、〇四七	▲
木曜島	五五三		▲	五九	▲
ニューカレドニア	一、六三三		▲	一、三三三	▲
英領ニューギニア	八四		▲	一、〇三	▲
其他	九六五		▲	一、〇五七	▲
計	四、三六三		▲	四、六〇五	▲
南洋委任統治管内	二、三四五		▲	三、三三一	▲
シドニー	一、六一		▲	五三	▲

## 2 在留民の職業

(大正十年六月末日現在外務省通商局調査に據る)



濠洲及附近諸島 (委任統治管内を除く)

職業別	本業者		家族		合計	在留民全體 千人中占む る割合
	男	女	男	女		
農場労働者	二五〇	—	—	—	二五〇	五・三
伐木労働者	九	—	—	—	九	一七・二
漁業労働者	一、三七七	—	—	—	一、三七七	二九・〇
鑛業労働者	五三三	—	—	—	五三三	一一・七
工場労働者	三〇三	—	—	—	三〇三	六・八
鐵道労働者	三	—	—	—	三	二・六
車馬業、自働車運轉手	一八	—	—	—	一八	四・八
運搬夫	一〇	—	—	—	一〇	二・二
家事被傭人、料理人	二二三	七	三	—	二三〇	四九・三
其他の労働者	四	—	—	—	四	九・三
計	二、八八	七	四	七	二、八五六	六〇・二
漁撈採藻	九	—	—	—	九	二・二
會社員、銀行員、商店員、事務員	一八三	—	—	—	一八三	四・七
全在留民	四、三二七	三	二六	一七	四、六〇五	一〇〇・〇

二 濠洲に於ける移民關係事

新首相の日本移民反對演説

働黨に勸告した。

濠洲に於る日本移民關係の本年度の出來

シドニー二月十七日發國際特電によると、濠洲ニュー・サウス・ウェルス州新首相ドレイ氏はシドニーに於て演説を試み、日本人を北部濠洲に移入せんとする提議に極力反對するやう勞

第五 西比利亞

濠洲ニュー・サウス・ウェルス州

事は、

一 西比利亞移民の狀態

1 在留民の數

(大正十年六月末日現在在外務省通商局調査に據る)

地方別	本邦内地人		朝鮮人		合計
	男	女	男	女	
浦鹽管内	二、六三三	二、三二一	三、七九四	三、一九九	六、九三三
ニコリスク	四〇三	四七七	三、七四四	七五五	四、五九九
ベトロパウロリスク	四三	一〇	九一	二七	一七〇
スパスコエ	一四五	一五三	一、一八六	一、〇〇四	二、一九〇
計	三、二七三	二、九七一	八、八八五	四、九八五	一三、八三〇

## 2 在留本邦内地人の職業

(大正十年六月末日現在在外務省通商局調査に據る)

職業別	本業者		家族		合計	在留内地人 全體千人中 占む割合
	男	女	男	女		
漁業労働者	二七	一	二	三	三三	三・五
工場労働者	二五	一	三	一	三〇	二・九
車馬業、自働車運轉手	一四	二	一	二	一八	二・〇
家事被傭人、料理人	二〇二	二五	一	二〇	二二八	二二・八
其他の労働者	二二	三	四	三〇	五九	五・九
計	四八三	二九	七六一	二〇〇	九六三	一五四・二
會社員、銀行員、商店員、事務員	七七	三	三	八〇	一六三	一六・六
仲買	二七	一	四	七〇	一〇二	一〇・五
貿易	九〇	一	三	二五	一二九	一三・三
料理店、飲食店、席貸業、藝妓業	二四	九五	六	三三	一〇八	一〇・八
藝妓、娼妓、酌婦其他	一	九六	一	一八	一二六	一二・六
無職	一九一	二五	七	一〇	二一三	二一・三
全在留内地人	二、四七六	一、八三四	七九七	一、二四〇	六、二四五	一〇〇・〇

## 3 在留民事情

八月二日時事新報所載の近藤氏の報道を

「浦鹽の我が居留民は遠がに女の方が多し。最

綜合すれば、左の如くである。  
近地憲兵隊の調査に依ると男子が一、六三二名、女子が一、七五四名、計三、三八六名である。



居留民の職業を大別すると三つに成る。其一は御用商人、其二は二三十年來當地に在る商人、其三は中産階級以下の小商人で全居留民の八割を占めてゐる。

此の八割の比較的下層生活者の内二百名ほどは已に食盡きて知己のもとを廻つて食客的生活を續けたり、或は軍隊の殘飯に依つて辛うじて口を糊してゐるものもある。

在留民の職業は約八十種に別れてゐるが、其一部を示すと、

軍隊用達人	四六	會社員	二九
旅館業	一七	理髮業	二五
時計商	一八	料理業	一九
大工	四〇	貸座敷	六八
洋服商	四三	雜貨商	一〇三
製靴商	二六	貿易商	四五
洗濯屋	二六	寫真業	二〇
醫師	一一	無職	五四

右の中軍隊用達人は撤兵によつて、全部内地に引揚げるものと見られる。貿易商、雜貨商の中に多い代表的商人は殘留を希望してゐる時計直し靴直し繪葉書店など中産以下の者の意嚮も殘留に傾いてゐる。これは十分の資金も無く蓄財も有せずして、物價高い内地に歸つては一層甚しい生活難に陥ることが明らかだからである。

地方に居留する邦人を見ると、派遣軍の第一線方面のスパスカヤには四百八十名を數へ、中には軍隊派遣前から居留して居つた者が二名ある。尼市方面には約千名の邦人があるが

同地には師團司令部旅團司令部などがあつて、従つて御用商人が多く、軍隊と共に撤退に傾いてゐる。併し尼市には日露購買組合なるものがあつて日露兩國民が加入し、我が政府の補助に依つて相當成績を擧げて居るから此の組合員中には殘留希望者が多く、過日組合員總會を開いて殘留を決議した相である。

要するに居留民一般の意嚮は日本軍の撤兵後如何なる程度の危険が迫るか豫想が着かないので、従つて引揚げとも引揚げぬとも態度が決せず思案に迷つてゐる。」

## 二 西比利亞に於ける移民關係事件

### 1 浦潮在留邦人大會

數年に亘る變局に引續いて、昨年末メルクロフ政府組織以來經濟的孤立状態に置かれ、坐食生活を續けて來た在留邦人は、一縷の望を囑してゐた大連會議も不調に終つた爲め、五月十四日、居留民大會を浦潮日本小學校内に開催し、七百餘名の出席者あり、宣言、理由及び要望を可決した。

### 宣言

浦潮在留邦人は數年に亘る極東露領の變局に累され經濟的存立の基礎を失ひ極度の窮境に

陥つた結果現在では我が軍の駐屯すると撤退するとに拘らず早晚引揚げればならぬ状態にあることを宣明する

### 要望

- 一 對露貿易恢復を一日も速かならしむる爲之を阻碍する一切の事情を除去すること
- 二 在留民の引揚に伴ふ損害に對し速に賠償的救済を爲すこと
- 三 在留民の將來に於ける對露貿易の地盤恢復の爲速かに經濟的援助を爲すこと

## 2 西比利亞撤兵と居留民引揚

八月西比利亞撤兵に決するや、西比利亞奥地にあつた我が居留民は引揚ぐるもの少なからず御用船によつて内地に送られた。

第一回引揚民は五四五名(男一八二、女三六三)、第二回は一二〇名であつたと云ふ。

## 第六 海外移民對策

此の大なる海外移民問題に對する對策は、殆んど擧ぐるに足る程のものは無かつたと言ひ得る。唯だ纔かに録すべきは左の二項であらう。

### 1 移民局設置建議案可決

第四十五議會衆議院に於ける移民局設置に關する建議案委員會は三月十八日政府當局と所管問題に就て多少論争を闘はした後、次の如き希望條件を附して可決した。

希望條件

- 一 政府は移民の奨励と共に海外に於ける邦人の拓殖事業を保護奨励指導し我國海外發展の治績を收むるに力められたきこと
- 一 海外事業關係の特殊會社及銀行等の活動を促し其監督を統一し、海外に於ける邦人の事業を後援せられたきこと

2 政府の南米移民奨励策

イ 北海道

政府は軍縮其他財界不況によつて生ずべき失業者を救済するため移民を奨励することに決し、八月廿一日、内務省、農商務省外務省の關係當局者が内務大臣官邸に會して具體案作製の協議をした。其結果として國內移民は現在の方針に従つて實績を擧げることゝし、海外移民は南米を中心として移民を奨励することに決した。

而して政府は明年度の豫算を作製するに

乙 國內移民問題

一 國內移民の狀態

1 移民の數

年次	戸數		人口		來住の超過數
	來住	往住	來住	往住	
大正二年	一九、八八〇	五、三七七	六六、一六三	一六、八三七	四九、三三六
同 三 年	一九、五八八	六、一八四	六三、五二三	一九、五四五	四三、九七八
同 四 年	二五、八四八	七、二八二	八五、八四一	二二、九八五	六三、八五六
同 五 年	二〇、四四四	五、四二一	七〇、七八五	一八、六二〇	五三、一七五
同 六 年	二一、一六八	五、六三五	七五、五五八	一八、四八〇	五七、〇七八
同 七 年	二四、〇五五	五、一二二	八三、九三五	一七、四三三	六六、四九二
同 八 年	二五、〇一九	五、八九三	九一、四六五	二一、四五五	七〇、〇一〇
同 九 年	二二、二一一	六、〇三二	八〇、五三六	二三、五四三	五七、九九三
大正二年	内地人渡航者 三三、五六六	内地人歸航者 二二、六四四	渡航者の超過數 一一、九二二	同 三 年 二六、六〇五	同 四 年 二五、八一九
大正四年	同 三 年 二七、二六三	同 三 年 二二、六三六	同 三 年 四、六二七	同 三 年 二六、六〇五	同 三 年 一、〇二七



大正五年	三七、六七	二九、八三五	七、八三二	大正二年	二六、四三三	一七、三三四	九、一六九
同六年	三三、九八三	三〇、五三九	五、四四四	同三年	二五、三〇七	一六、四三三	八、八七五
同七年	四〇、五七九	四〇、九二八	四、六一一	同四年	二五、九〇五	一四、七四三	一一、一三三
同八年	四四、〇二二	三三、九五二	一〇、〇七〇	同五年	三六、八三三	二五、二八八	一一、五七五
同九年	五〇、五六六	三八、二二六	二、三三六	同六年	四一、五七〇	二七、五九二	一三、九六五
(▲印は不足を示す)							
ハ 關東州 (州内)				同七年	四六、四三六	二五、四四八	一三、九六八
年次	内地人渡航者	内地人歸航者	渡航者の超過數	同八年	五〇、〇〇〇	三六、七六九	一三、二三一

### 2 國內移民事情

#### イ 北海道

北海道の水田は近年有望視され、畑地より水田に造田せしむるものは大正九年に於て一萬五千九百町歩、同十年には一萬三千二百町歩で、同十一年には二萬町歩の豫定である。然るに従來畑地は一戸當り九町歩を經營して來たが、水田は一戸當り三町歩であるから、勢ひ勞働力の不足を來すこととなる。所が最近移住戸數が著しく減少する傾向があるので、造田經營者は何等かの方法を講じて移住小作者を招來せねばならぬといふ状態に成つてゐる。

扱て北海道移民減退の原因については、北海道協會拓殖事業調査會の調査せし結果によれば左の如くである。

一 歐洲大戰の餘響に致されて社會人心の根帶

に一大缺陷を生じ民心一般に荒怠して浮華輕佻の風を成し移住開拓の如き鞏固の信念と不拔の忍耐を要する事業を厭ふに到れる事

二 近來帝國の情勢商工立國に傾き其社會政策的施設の如きも總て都市に偏し農村に向ては全く捨て、顧みざるが爲農村の生活は益々窮苦索寞を感じ子女漸く祖先傳來の生業を厭ひ競て都會に走るの風を生ぜるに是等放浪者を誘ひ歸農せしむるの方法を講ぜず徒らに皮相の救済に努めて立國の大本を忘れたるのみならず勞力賃金の騰貴は一層都市集中の弊風を激成し隨つて本道移住を志すもの尠きに至れる事

三 歐洲大戰中道産の澱粉、菜豆類を初め亞麻其他の輸出盛んにして一時農業界の黄金時代を現出せしも戦後農産物の輸出遽に杜絶し斯界に反動的な大不況を來たせる事

四 經濟界の變動に伴ひ林業鑛業其他一般に不況に陥り本道産業の委縮せる事

五 國有未開地にして移住民に拂下若くは貸附せらるべき肥沃有利の土地の漸次減少したる爲め先住移民が其郷里の故舊に對し來住の不利なるを宣傳するの傾向ある事

六 往年の如く肥沃なる國有未開地の豊富なりし時代には起業家資本家も後日の利益を見越して所在起業を爲し所定の條件を充たさんが爲め自ら資本を投じて盛んに府縣を遊説し移民を渡道せしめたるも近來は如斯起業家影を没し移民を募集するもの皆無なるに到れる事

七 官憲若くは民間に於て府縣に宣傳し移民を勸誘せんとするも府縣廳、郡役所、町村役場及び地主等は其他方勞力の缺乏を怖れて渡道希望者を抑止するの風ある事

八 往年は土地貸下者が起業條件を充たさんが爲めに本道に來住せんとする無産の勞力者に對し渡航費及小屋掛料を無償給與し且つ種子農具及び一ヶ年餘の食料を貸附する等力を盡して小作人を招致したるが近來は廣大なる未



墾地隨所に散在するも其所有者は皆機を見て賣却せんことを企て拱手徒らに地價の昂騰を待ち開墾に勞費を投ずるもの跡を絶つに至れる事

九 本道は面積の廣きに比し戸口割合に尠く隨て町村住民の公課其他の負擔過重に失する上に稅務當局の措置亦苛斂誅求の傾きあるが爲め稍成功して産を成せるもの、如きは其負荷に堪へずして遂に都會に影を潜め往住者激増の因を爲すのみならず餘弊惹て一般に及び本道事業經營上不利なる印象を與へたる事

十 從來未開地處分手續の繁瑣にして容易に土地貸下を得る能はざりしが爲め折角移住を志して渡來せるものも或は失脚して勞働者となり或は失望して故郷へ歸還するもの尠からず是等失敗者が本道に對し不利なる宣傳を爲せし事

十一 産業資金供給の設備不充分にして常に資金の缺乏に苦しむのみならず一般金利高率に失し且政府の低利資金供給の如きも拓殖地たる特殊の事情を斟酌せざるの憾あるが爲め産業の進展を期する能はざる事

朝鮮

東拓では内地に於て移民募集に力めて、大正十年には三百五十戸の募集に對し三百六十戸の應募を見たが、實際移住したものは八十戸に過ぎなかつた。其處で從來の指定地であつた廣島山口、高知、香川、熊本、福岡の諸縣以外、北

陸方面にも勧誘を試みてゐるが、成績が上がらない様である。此の應募者の少いのは種々の原因もあらうが、移住に際して約四千圓の金が必要であると云ふことが最大の原因であるらしい。

二 國內移民對策

國民移民に對しては全然見るべき對策なしと稱するも過言ではないと思はるゝ位である。而して大正十一年に於ける該對策とも見得るものは、左の二項に出でない。

1 北海道廳の移住手續簡捷

北海道廳にては未開地の無償貸付に係る移住者の勧誘に就き簡易手續に關し貸付處分は本年三月より四月三十日迄の間に移住する場合に限られたるも、今後は前記手續を更に簡捷にし、戸主又は成年者にして耕作の目的を以て移住し未だ所有地又は貸附地若くは小作地を得ざるものは、現在地の府縣廳郡市町村長又は警察署長より交付を受たる本道移住の割引證携帯の上出願するものには、希望の地所を直に貸付くることに取扱を簡便に改めた旨各府縣に通知した。

2 開墾地移住者に對する

國庫補助申請

大正九年度より實施された開墾地移住に對する國庫補助は豫算の關係上、十分の成果を擧ぐることが出來ないでゐるが、各府縣は大正十二年度に對し左の如き額を申請した。

府縣別	十一年度 建設戸數 見込	十二年度 建設戸數 見込	十二年度 國庫補助 申請額
兵庫	二三	四五	四、五〇
新潟	一五	二〇	二、〇〇
群馬	一五	一一〇	五、五〇
茨城	一	二六	二、六〇
栃木	二〇	二〇	二、〇〇
三重	三五	五〇	五、五〇
愛知	三〇	五〇	五、〇〇
山梨	一	四	二、〇〇
岐阜	一五	四七	四、七〇
長野	三〇	三〇	六、〇〇
福島	二〇	三〇	三、〇〇
山形	三〇	三〇	六、〇〇
秋田	一八	二一	二、一〇
富山	一六	一〇	二、〇〇
鳥取	一五	六〇	一三、〇〇
岡山	一〇	一〇	一、〇〇
廣島	一〇	一〇	一、〇〇
佐賀	一〇	一〇	一、〇〇
熊本	一〇	一〇	一、〇〇



宮崎	二〇	四〇	四、〇〇
鹿児島	二〇	二〇	二、〇〇
沖繩	一四五	五〇〇	五、〇〇
計	四六七	七五〇	八一、八

大正八年	二八、一六四
同九年	三〇、一一二
同十年	五二、一九七

### 丙 移入民問題

#### 第一 移入民状態

##### 一 移入民の數及分布状態

1 本邦在留支那人朝鮮人等の數

(大正九年十月一日國勢調査)

朝鮮人	四〇、五九一
臺灣人	一、七一一
樺太人	三〇
西細亞人(外國人)	二二、八七三
(大正十年十二月末日現在)	
支那人	男 二、二九 女 三、八七 計 五、〇六
其他の外國人	四、三〇 三、七四 八、三四
計	五、八九 七、五一 一三、四〇

##### 2 朝鮮人内地渡航數

大正四年	四、〇六四
同五年	五、六三八
同六年	一四、五一四
同七年	二二、二六〇

留學生	三、三三	二、八九	二
労働者	三、二九	二、五三	一七、五六
其他	一〇、三九	八、一三	二、〇五
計	一六、〇一	一〇、五五	一九、八四

##### 4 渡航鮮人労働者内地分布状況

(大正十一年九、十月 月中釜山水上署調査)

府縣名	労働者數	府縣名	労働者數
東京	三七二	和歌山	三九
大阪	三、四二四	新潟	六六
京都	六六四	長野	一六七
兵庫	六八二	岐阜	一四六
福岡	一、四八七	静岡	一四七
山口	八四五	熊本	五〇
山梨	四二六	宮崎	一三
廣島	三一	神奈川	七二
大分	八九	滋賀	五一
岡山	九三	石川	一一
長崎	八八	徳島	一一〇
佐賀	八二	海外	一五
奈良	一九一	其他	六五
愛知	五五	計	九、五一
島根			一一

##### 3 朝鮮人渡航者歸還者數

(至大正十一年一月至十月 釜山水上警察署調査)

#### 二 移入鮮人の状態

朝鮮總督府の調査によれば、朝鮮よりの渡來鮮人數は、大正四年には僅かに四千六十四人なりしもの同十年には五萬二千百九十七人を算し、今年は十月までに五萬六千四百七十九人の多きに上つた。尤も此等全部が労働者でなく中には學生も商人も數多あるが、労働者が其大半を占めてゐることは云ふまでもない。

而して彼等労働者の目的地は大阪を第一等とし、次は福岡、山口、京都、兵庫、愛知等の順位であるが、關西、中國、九州地方に多いのは地域的關係上當然である。職業別から之れを見ると、工場労働者、鑛山労働者、農業労働者、土工等が主なるもので、其待遇はほとんども内地人労働者と同等であると稱せられつゝあるが、一、二割低いものと見て差支ないであらう。彼等が一種の憧憬を抱いて渡航する以上、其れ相當の理想もあり、自分達自身の生活状態を物的にも精神的にも開發向上せしめんとするの意もあるのであらうが、内地人が彼等と遇す

こと餘りに酷にして、出來得る限り彼等から搾取せんとする傾向が從來の常態であつたがため、彼等の生活は依然として惨めなる境遇より脱することを得ず、財界の不況と共に彼等を待つものは失職の不安と内地人の迫害とである。従つて彼等は生活難に劫かされ勝ちにして、失職の結果路頭に迷はざれば、以て足るが如き有様なる故、彼等は精神的覺醒をなす餘裕なく、多く無智文盲にて耐久心に乏しく、反抗心と猜疑心とに燃え、能率擧らざるは止むを得ないであらう。しかも邦人の多くは、これを以て益々鮮人労働者を排斥し、彼等にして少しく矯激なる態度に出づるものあらんか、忽ち不逞の徒となし、悪化すと看做して壓迫を加ふるのである。然はあれ時代の進運は決して彼等をして何時までも盲目ならしめ彼等の周囲を眺めしめず、彼等の現状に默然として従はしめないであらう。見よ、最近、殊に今年に於て、盛になりつゝある在留鮮人間の互助運動、共濟運動の趨勢を。東京に、京都に、大阪に、廣島に、神戸に、名

古屋に、既に起つた共濟互助の運動、今秋大阪に於て成立せんとして官憲の干涉のためにも果し得なかつた鮮人労働組合を。尙ほ一言しなければならぬのは、我國に於て大正八年來俄に激増したる小作爭議の結果、耕地返還を夥しく見るに至つたので地主達は鮮人労働者を農業労働者として傭入れ、以て農業爭議に對抗せんとする傾向が昨年來近畿地方に増加しつゝあることである。これは朝鮮人労働者の性質が性質なる故最も注意に値するものであらう。

### 1 大阪に於ける鮮人労働者状態

本年四月大阪府當局の調査したる所によれば、其の結果は次の如くである。

職業と収入		人員	賃金	食費宿料月額
農業労働者		五〇	二五圓	二〇—三〇圓
紡績職工		八〇〇	三〇	二—五
製麻		四〇	二〇	一〇—三〇
染色		五〇〇	三〇	一五—五〇
鐵工		一〇〇〇	五〇	二〇—三〇
電氣		五〇〇	五〇	二五—八〇

造	日給	日額
造船	三〇〇	一・七—三
セメント	三〇〇	三—五
製氷	五〇	二—五〇
雑役	五〇〇	一—五—五
土方	三〇〇	一—五—五

右の他に商人としては貿易商三戸銀行業一戸理髮業二十戸、靴屋二戸、人參商五十名、行商人三百人がある。

### 生活状態

朝鮮人には住宅を貸さぬ傾向があるので、彼等は最も困難を感じ労働者中には原野に掘立小屋を建て、原始的な生活を營む者が少くない。又食糧としては米麥野菜魚類肉類唐辛胡麻油が重なるもので、一人一日最高一圓から卅錢位迄である。衣は朝鮮服日本服洋服を共に使用し、一年間の衣服費二十圓乃至三百圓である。鮮服は一揃最低で春秋六圓夏五圓冬十圓である。移住民中一割は貯金をして居るが、最高額千二百圓に達してゐる。又約四割の者は毎月五圓乃至三十圓位の金を故郷へ送つて居るといふ。又鶴橋署で調べた處によると七百七人の中で四百七十八人は内地在住半年以下百十三人が一年以上、一年以上百六人三年以上十人といふ數であつた。之で見ても移住民が最近急に増加したことが分る。

### 教育程度

教育は何れも其の程度が低い。之は内地移住者が殆ど下流階級に限られて居るからであるが、在阪一萬二千餘名中中等以上の教育を修



めだもの二十人、中等教育を受けた者五百人尋常小學校程度のもの五百人で、他は全く目に一丁字なきものと言ふてよい。更に宗教は儒教最も多く、佛教之につき、其他に基督教、天道教、天理教、侍天神教、安息教等があるが一般に宗教心は淺薄である。

分布状態

水上生活者男一九五人、市内在往者男四〇九二人、女三九〇人、接續町村在住者男二五一人、女一九八人、堺市男三四二人、女一六八人、郡部男一一六三人、女七九九人、年齢では十八歳乃至三十歳が半分を占め、十八歳以下が二割他は三十歳乃至五十歳で、其以上の者は極めて稀である。而して總數の三分二は獨身者であり、配偶ある者でも夫婦同居する

者は全數の一割しかない。且つ鮮人には飲酒癖が多く十人中八人以上酒を好み又賭博、喧嘩癖も其通有性である。  
大阪府社會課は本年七月末日現在にて鮮人労働者三十名以上を雇傭したる府下工場會社三十三箇所について、彼等の状態を調査した。其の結果によれば、

府下に於る鮮人労働者三十名以上雇傭工場數	一六	一	一	一
紡織工場	一	一	一	一
染色工場	一	一	一	一
硝子工場	一	一	一	一
製鍊工場	一	一	一	一
製銅伸銅場	一	一	一	一
計	一六	一	一	一

造船場	一	一	一
製紙工場	一	一	一
製油工場	一	一	一
計	一	一	一

性別勤續期間別

勤續期間	男	女	計
三年以上	七	六	一三
二年以上	六	五	一一
一年以上	三三	一五	四八
六ヶ月以上	三五	二四	五九
三ヶ月以上	二二	一四	三六
一ヶ月以上	二二	一七	三九
一ヶ月未満	一六	九	二五
計	一、二七	九六	一、三六

年齢別配偶有無別

年齢別	男	女
有配偶者	一四	元
無配偶者	二六七	二六
計	二八一	二六

内地語解否別

内地語解するもの	五〇	七	五七
内地語を解せぬもの	二二	四	二六
計	七二	一一	八三

大阪府警察部特別高等課の九月中の調査によれば、

東區	七
西區	二八
計	三五

大阪市内小學校鮮人就學兒童數

兵庫縣に於ける鮮人労働者状態	男	女
計	二二	八七

兵庫縣下在留鮮人數

男	三、四三九
女	一、三六九
計	四、八〇八

(大正十一年六月末現在)

兵庫縣警察部特別高等課の調査書によれば、

計 四、八〇八

右の内、九〇％は労働者で、他は留學生  
其他の知識階級に屬す。

労働階級—概ね無學文盲の徒多く、日に一  
丁字無きもの七割を占めてゐる。中には貯  
金して故郷へ送金してゐるものもあるが、  
殆んど目前の利に走り轉々移動を事とし、  
金さへあれば遊墮に耽つてゐる。

在朝鮮人團體—鮮人友和會、良民良心團、統  
管郡人會、鮮人共同懇親會、鮮友互助會等  
があり、最近勞友會に之等を統一する計畫  
もあるが、勞友會そのものがまだ發會して  
ゐない。又中に一二社會主義的傾向のある  
嫌疑者も潜んでゐるが齒牙に掛ける程のも  
のでなく、右團體は概ね相互扶助を目的と  
してゐる。

## 第二 移入民關係事件

移入民の狀態、以上叙述するが如くであ  
る。而してそれに関連した事件が到底發生  
せざるを得ぬことは明らかな事柄であらね  
ばならぬ。然しながら大正十一年中に生じ  
た事件は餘りに大した事柄ではない。それ  
は將來に生すべき波瀾の一細漣たるに過ぎ  
ないものであらうか。

本年に於ける移入民關係事件としては  
移入鮮人に關するものとして

信濃川鮮人虐殺事件(八月)  
熱海線工事場に於る内鮮土工反目事件(九  
月)

があり、

移入支那人に關するものとして、

支那労働者退去命令事件(三月)  
隅田川沿岸水揚人夫の支那労働者退去要求  
事件(十月)

がある。尙ほ支那労働者に關しては、朝鮮  
に於ても之を問題とし、其の入國取締の必  
要が唱へられてゐる。

今左に、右の中主なるものに就いて、其  
の經過の概要を叙述しよう。

### 1 信濃川鮮人虐殺事件

信越水力電氣株式會社の信濃川水源地工  
事に従事してゐる朝鮮人労働者の中、所謂  
監獄部屋に於て虐殺されたと云ふ事が、世  
の中に傳へられた。其の事件の真相は捕捉  
し難いものであるが、以上の報、一度世間  
に知れ渡るや、在京鮮人有志は後藤警保局  
長を訪ねて辯明を求めたが、其の辯明に滿

足せず不穩の情勢を示したので、警保局も  
一事務官を巡遣して、實地調査を行はしめ  
た。

然るにこれより先き鮮人の調査委員金若  
水、羅景錫、李桐協の三氏は實地調査を遂  
げ、其の結果を八月二十日夜、東京市麴町  
區中六番町の朝鮮留學生寄宿舎で、麴町署  
長以下三十餘名の警戒裡に報告した。會す  
るもの鮮人約四十名。報告を終つて今後の  
方針の協議に入らんとする刹那、解散を命  
ぜられた。

九月七日夜、神田青年會館で信濃川鮮人  
労働者虐待事件調査會主催の演說會が催さ  
れたが、中止の後、解散を命ぜられ、數名  
の檢束者を生じた。

而して此の事件を動機として、在日本鮮  
人労働者實狀調査會なるものが組織され、  
九州其他全国各地の鑛山工場等の鮮人労働  
者の待遇に關する調査を爲すこととなり、  
先づ九月二十五日夜、神田今川小路の朝鮮  
基督教青年會に在京鮮人大會を開き、調査  
の報告と、今後の方針の協議を爲した。



## 2 支那労働者退去命令事件

支那山東省より商人の名目にて、昨年五月頃以來日本全國殊に東京、大阪、神戸等に多く入國散在して、陶器鋸止めの労働に従事し、或は左官、土工、掃除人夫として労働に従事して、漸次我國の労働者を壓迫する傾向を有するばかりでなく、現今我國の労働者は失業問題に悩んでゐる際として惹いては我國労働者に紛擾を來さしむる原因ともならんかとて、政府はこれが退去策を講ずることに決し、先づ警視廳をして三月十三日在京支那人労働者約百七十名に對し、明治卅二年外國労働者入國に關する勅令に依據して退去を命ずることにした。次で八月十一日には東京府下三河島、南千住日幕里方面の支那人労働者八十餘名を南千住署に招集して、退去方を通牒した。此報を聞いた在京支那人達は、これ日支親善を阻害するものであるから、右の勅令の適用を中止され度いと、代表者馬進昌外五名が警視廳に堀田總監を訪問して陳情した。

超えて九月六日、兵庫縣警察部は神戸市脇の濱に居住する同労働者六十二名に十日以内に退去するやう通告した。此報に接した在京支那人労働者は大に狼狽して、九月十二日馬進昌以下五名の代表者が内務省並に警視廳を訪問して「目下各労働者は行商に労働に歸國の旅費を作るため働いてゐるから突然の命令を出さぬやうにと懇願した。然し我當局の屈せざる意向に、支那人は追追と歸國するものを見る様になつた。

## 3 小揚人足の支那人労働者退去懇請

東京市を貫流する隅田川を中心とする小揚人足三百餘名は連判状を作つて、伊藤龜太郎氏外五名を代表者として警視廳に外事課長を訪問し其競争者である支那人労働者を退去させて貰ひたいと陳情した。其理由は財界不況の結果各工場に於て事業を收縮したため自由労働者が恐ろしく増加した今日支那人労働者は日本人労働者より三割も安い賃銀で働き我國労働者を驅逐する虞があると云ふのである。

## 第三 移入民對策

移入民問題の對策としては、これ又取り立て、云ふべき程のものが無かつた。唯だ移入支那労働者に對する退去命令（前節參照）は、少しく思ひ切つた手段と云ひ得よう。移入鮮人に對しては、之を如何に爲すべきかに就きて、全く成算が無い様である。それに對しては大正十一年は尙ほ漸く基礎的調査に手を着けた位である（前々節、大阪府、兵庫縣等に於ける調査參照）。

唯だ此に對する施設としては、大正十一年は僅かに左記數頂を數へ得るにすぎない。

門司市職業紹介所の鮮人紹介所新設計畫（七月）

大阪に於る朝鮮人協會の發會（七月）

大阪に於る關西朝鮮人進働會の發會（十月）

廣島鮮人共濟會の設立（十一月）

京都に於る朝鮮人協働會の設立（十一月）